

地球環境に配慮した肉用牛経営を目指して



令和4年度環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）



温室効果ガス排出削減の取組に着目して実施します。

支援対象となる農家

- ① 肉用牛（繁殖・肥育）の経営体であること
- ② 温室効果ガス削減の取組を実施していること
- ③ 飼料作物作付面積が、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上※1であること
- ④ 農業環境規範の実践をしていること
- ⑤ 環境法令等による指導等を受けていないこと※2

※1 満7カ月齢以上の頭数で判断（4月1日現在の頭数）。

※2 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により文書指導等を事業実施年度内に受けていないこと。また、水質汚濁防止法等の環境関連法令における罰則を受けていないこと。

飼料作物作付面積

飼料作物作付面積は、飼料作物を事業実施年度に作付け・収穫している次の土地面積が対象となります
「自己所有地」、「借地」、「農作業受託面積」、「耕種農家との契約栽培面積」※3、「二期作、二毛作の2作目」※4、5

※3 「耕種農家との契約栽培面積」において、水田活用の直接支払交付金の交付対象面積がある場合は、B、Cの取組の交付金交付対象面積から除く。

※4 Aの取組については1作目のみとする。

※5 永年生牧草の2番草、3番草等は含まない。

温室効果ガス排出削減の取組

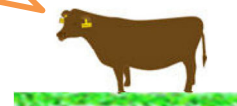
A 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換

- ・ 輸入飼料の購入量を削減し水田における自給飼料の生産を拡大
- ・ 交付金単価
 - ①青刈りとうもろこし等（拡大分） 2,000円/トン
 - ②牧草（拡大分） 800円/トン但し、1経営体当たり540トンまでを対象（青刈りとうもろこし等の場合）

B 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

- ・ 以下の①～④の取組から2つを実施
 - ① 放牧、② 不耕起栽培、③ 消化液の利用、④ 化学肥料の削減
- ・ 交付金単価 15,000円/ha（飼料作付面積）（1経営体当たり10haまでを上限）

具体的取組内容は裏面参照



C 有機飼料の生産（Bとの重複交付は不可）

- ・ 交付金単価 45,000円/ha（飼料作付面積）

注1) Aの取組は、「支援対象となる農家」の③の要件は適用しない。

Aの取組で重量を計測せずに、面積を重量に換算することも可。

注2) B又はCの取組は、作付け面積の拡大に伴う効率化を考慮し係数を乗じて交付。

【係数】 200ha超400ha以下の部分：1ha×1.1、400超の部分：1ha×1.2

温室効果ガス排出削減の取組内容

A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換

- ◆ **耕種農家と供給契約を締結し**、水田で作付けする作物を**水稻等から青刈りとうもろこしや牧草等に転換**※6する取組が主な対象
- ◆ 畜産農家が本取組において飼料作物の作付を実施した場合、水田活用の直接支払交付金との重複申請は不可
- ◆ **飼料用米や稲WCSへの転換は対象外**
- ◆ **交付期間は、転作してからの5年間**※7

※6 交付対象は、前年度の水稲等の作付面積を基準に拡大した面積(令和4年度より以前に転作した面積は対象外)。
※7 途中で水稲等の作付けを行った場合は、交付金は打ち切り。

B. 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組

- ◆ 以下の①～④の取組から2つ実施

取組	内容
① 放牧の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 120日/頭以上の放牧に取り組むこと・ 月齢は満7か月齢以上の牛が対象・ 放牧は公共牧場への預託も可
② 飼料作物の不耕起栽培	<ul style="list-style-type: none">・ 単年生飼料作物の場合は、単年生飼料作物に係る経営内の飼料作物作付延べ面積の5割以上で不耕起栽培※8に取り組むこと・ 永年生飼料作物の場合は、永年生飼料作物に係る経営内の飼料作物作付地の面積の1割以上で簡易更新による播種に取り組むこと
③ 消化液の利用	<ul style="list-style-type: none">・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の5割以上でメタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培に取り組むこと・ 成分分析した消化液を利用すること・ 生ゴミや汚泥等を原材料とする共同利用型施設の消化液の利用も可
④ 化学肥料の削減	<ul style="list-style-type: none">・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の8割以上で牧草を作付けする場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。 ただし、草地更新の際は対象外とする・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の2割以上でデントコーン・ソルガム等を作付けする場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること

※8 不耕起栽培とは、前作物収穫後に農地を耕起せず、表面の攪拌や切れ込みを入れた後、播種、施肥等を行う栽培方法。

C. 有機飼料の生産

- ◆ **「有機畜産物の日本農林規格」又は「有機飼料の日本農林規格」に基づいた飼料作物の栽培を実施する取組が対象**
- ◆ **有機畜産物又は有機飼料の登録認証機関に申請し、認証事業者として認証されることが必要**

注3) Bの「飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組」との重複申請は不可。



参加の手続き

事業に参加する際は、電子申請にて受付けます。

1. 事業参加の申込み

◆農林水産省共通申請サービス(eMAFF)で取組内容(実施計画)等を入力し申請。実施計画の承認を得る。

◆TMRセンター等の組織として事業参加する場合は、個人毎ではなく、組織としての参加手続が必要です。
◆飼料作物作付面積を、農地基本台帳等により、明確にする必要があります。また農協等は、面積を正しく記入しているか、農地基本台帳等により確認する必要があります。

2. 取組の実施

◆取組計画に基づく取組の実施
◆農業環境規範の実践(点検シートによる確認)

3. 交付の申請

◆実施計画で承認を受けた交付対象面積等について、eMAFFで交付申請。

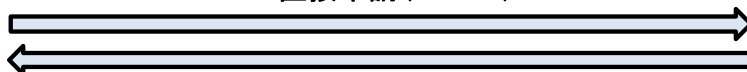
交付金を受給

◆直接申請の場合は、必要に応じて農政局等が直接事後確認を行います。事後確認の際、書類等の不備や不適切な実施が認められた場合は、補助金は返還並びにその後のエコ畜事業への参加ができなくなる場合があります。
◆会計検査院による実地検査の対象となりますので、実地検査の際は説明を求められることをご承知おきください。

4. 実施体制

肉用牛
経営

直接申請(eMAFF)



交付金交付

北海道農政事務所・
地方農政局・
沖縄総合事務局

問い合わせ先

環境負荷軽減型持続的生産支援事業につきましては、農林水産省(農政局等)にお問合せください。

1. 農林水産省本省

農林水産省畜産局企画課 畜産経営安定対策室

03-3502-8111(代表)(内線)4890

2. 地方農政局等

北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ

011-330-8807

東北農政局 生産部 畜産課

022-221-6198

関東農政局 //

048-740-5266

北陸農政局 //

076-232-4317

東海農政局 //

052-223-4625

近畿農政局 //

075-414-9022

中国四国農政局 //

086-224-9412

九州農政局 //

096-300-6285

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室

098-866-1653